

## 平成28年度 第1回南丹市伝統的建造物群保温地区保存審議会 議事録

1. 日時：平成29年3月6日（月）午後2時～

2. 場所：美山町北区公民館 2階

3. 会議出席者（順不同、敬称略）

伝統的建造物群保存地区保存審議会委員 12名

河原信之、上田榮英、松本恵美子、松本史郎、大槻左門、小南仁、  
片山義宏、湯浅照夫、東慧、谷口宏心、新道弘之、永井規男

市教育委員会事務局 5名

岸本教育次長、寺田社会教育課長、辻課長補佐、井尻文化財保護係長、池田主事

傍聴人数 0名

4. 開会

- (1) 教育長挨拶（教育次長代読）
- (2) 会長挨拶

5. 報告

ア. 修理事業報告

- ・平成28年度報告
- ・平成29年度予定箇所

イ. 現状変更行為について

6. 協議

主な質疑・意見

【修理事業全般について】

- 荒壁の修理はどう仕上げたか。  
→中塗りで仕上げ、わらを混ぜて荒壁風にしている。
- 杉皮葺のシコロの材料は、地元でそろったのか。  
→揃っていない。担当業者が用意した。
- 石垣の積み直しを行う事業について、石垣を前に出すという希望があったが、どう調整したのか。  
→そのままの位置で、現在使用している石を出来るだけ使用し修理する方針になった。

- トタン葺きの建物を指定物件として修理する正当性はあるのか。  
→登録時にトタン葺屋根の場合には修理事業として正当である。
- 現状変更について、審議にかける基準を明文化してほしい。
- 集落西側山際の小屋について、規準から外れた青いペンキで塗装されている。行政で対処すべきではないか。
- 集落南西のログハウス群について、地区外ではあるが、辺縁部であるため、規制をかけられないか。  
→地区外なので難しい。

### 【北区小屋について】

#### <北区小屋の現状について>

- 北区所有の小屋については、指定当時、基礎が歪んできたため、茅葺をトタンに改め、指定物件からは外した。
- 現在、基礎の歪みが激しくなっており、ワイヤーで固定している。早急な対応が必要である。
- 区としてはこの小屋が潰れてしまったら困る。総会にかけ、保存の形で復元修理を行う方針となった。茅葺に復元するには、まず特定物件として指定する必要がある。その後、補助金の問題も出てくる。
- 今回はこの建物の登録の是非、復元する価値があるか審議していただきたい。

#### <北区小屋の建物の概観>

- 北面と南面は立板張りという形で在地型の納屋の姿を残している重要な建物。
- もともとは茅葺の建物のため、茅葺に復元したい。  
→屋根の復元の場合、現状変更行為としてもう一度審議にかける必要がある。

#### <北区小屋の修理の概要>

- NPO法人「古材文化の会」と修理について協議を行っている。古材文化の会は日本の伝統文化の保存や修景を行っており、北地区に関心を寄せている。建物の維持等について、将来像を含めたプランも保存会に提出している。
- 外観はそのまま残すが、内装は自由に使っていただく。西立面図を見ると柱の右半分は横木が入っている。この横木が土台となり、例えば石垣が崩れても土台で耐えると思われる。
- 今度設計変更して全部土台にする。そうすると神輿の土台みたいに全体が持ち上げられるようになり、石垣の一部が崩れても大丈夫。石垣を直す必要はあるがそれで耐えると思われる。
- 技術的にはほとんど難しくないと思われる。

- 復旧後の屋根の形状はどうか
  - 棟の痕跡から確認することになるため、合掌なのか寄棟なのかの判断は、小屋を一旦解体すれば判明すると思われる。
- 小屋を建て直すとする、どこまで移動可能か？
  - 古材文化の会の案としては、川側の石垣に近寄っているので、敷地内側へ50cmほど移動する案がでていいる。
  - どうしても、移動させる必要がある場合は敷地内側へ少し動かしてもいいと思われる。
  - 原則はその場所であるということになるが、土台の工法について先生方のご意見いただきながら、進めていきたい。
- 修理に係る選択肢としては、「この位置のまま歪みを直して、トタン張りの屋根をのせる」、「一回解体して移動し、トタン張りの屋根をつける」あるいは、「この位置のまま茅葺の姿とする」等の意見がある。
  - まず、とにかく倒れないように修理するのが第一と思う。
  - 修繕の仕方については解体して修理する方が、望ましい。
- 茅葺の屋根を増やすのはいい事だと言われるが、集落住民としては非常に負担が大きい。住人も減り、カヤの収穫も大変。
- 北区小屋については、保存するという方向でよろしいか。
  - 異議なし